

自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時等に伴う学校の対処

浜松市教育委員会・浜松市立亀玉中学校〔TEL589－8328〕

- ・災害発生時の状況によっては、学校から保護者へ連絡ができない場合があります。本資料の対処を参考にするとともに、自宅周辺が自然災害等の影響で危険な状況にあり、「子供が安全に登校することができない」と保護者が判断した場合は、登校を控え、自宅等で子供の安全を確保してください。
- ・本校の対処は以下のとおりですが、きょうだい関係に配慮し、中学校区で対処を揃える場合があります。
- ・「さくら連絡網」は、災害時の緊急連絡や安否確認等にも利用しますので、登録をお願いします。

1 地震発生に伴う対処

本校は、浜北区で観測された震度を基準とします

震度	登校前	在校時	下校手段
震度 4 以下	開校	活動継続	通常通りの下校
震度 5 弱以上	休校	活動中止・避難 ⇒一旦留め置き	安全が確認された後、 ・引き渡し（学校または避難場所）

*震度が小さい場合であっても、状況によっては「休校」等の対処とする場合があります。

【例】・学校施設や、電気・ガス・水道・トイレ等が使用できない

・通学路の安全が確認できない、被害状況の把握に時間を要する 等

*震度が大きい場合であっても、学校や地域に大きな被害がないことが確認できた場合は「開校」等の対処とする場合があります。

*保護者の皆様も、余震等に十分注意してご自身の安全確保をお願いします。

【補足】南海トラフ地震に関連する情報について

予兆となる現象が発生した場合、テレビやラジオ等をとおして、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。その場合、学校は原則として「開校」とします。状況によっては、対処について教育委員会と協議し判断します。

2 津波警報等発表に伴う対処

本校の学区は、浜松市津波避難計画による「避難対象地区」ではありません

注意報・警報	登校前	在校時	下校手段
津波注意報	開校	活動継続 (情報収集)	通常通りの下校
津波警報 大津波警報	開校	活動継続 (情報収集)	安全が確認された後、通常通りの下校

*沿岸部、川沿いで活動している場合はただちに中止し、安全な場所に避難します。

*地震が発生している場合は、上記「1 地震発生に伴う対処」と合わせて判断します。

3 気象情報発表に伴う対処

本校は、「遠州南」または「浜州市南部」への発表を基準とします

注意報・警報	登校前	在校時	下校手段
注意報	開校	活動継続	通常通りの下校
暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 (特別警報含む)	午前6時00分の時点で休校	状況に応じて検討 ・活動継続 ・活動中止 ・一旦留め置き ・下校	安全が確認された後、状況に応じて、 ・引き渡し(学校または避難場所) ・職員引率による集団下校 ・集団下校

*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。

4 避難情報発令に伴う対処

本校は、以下の河川に関わる「対象地区への避難情報発令」を基準とします

外水はん濫(川の水があふれる)・・・・・・・・・・「天竜川」浜北区

「馬込川」鹿玉地区

土砂災害が起こる危険がある・・・・・・・・・・鹿玉地区

避難情報	登校前	在校時	下校手段
警戒レベル3 「高齢者等避難」 警戒レベル4 「避難指示」 警戒レベル5 「緊急安全確保」	午前6時00分の時点で休校	状況に応じて検討 ・活動継続 ・活動中止 ・一旦留め置き ・下校	安全が確認された後、状況に応じて、 ・引き渡し(学校または避難場所) ・職員引率による集団下校 ・集団下校

*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。

5 学校または地域の停電発生に伴う対処

停電情報	登校前	在校時	下校手段
学校または地域の停電	午前6時00分の時点で休校	状況に応じて検討 ・活動継続 ・活動中止 ・一旦留め置き ・下校	安全が確認された後、状況に応じて、 ・引き渡し(学校または避難場所) ・職員引率による集団下校 ・集団下校

*学校や地域に大きな被害がないことが確認できた場合は「開校」等の対処とする場合があります。

6 家庭での確認

登下校中や放課後の自然災害発生に備え、避難する場所(自宅や学校、避難所、津波避難ビルなど)や通学路の危険箇所などを、日頃から家族で話し合い、確認しておきましょう。